

宮崎海区漁業調整委員会指示第122号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成30年8月9日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県串間市地先海面の養殖場の区第21号（管理番号：21-1、21-2号）の区域において、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

1 禁止区域

(1) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島地先の区第21号（管理番号21-1A、21-1B号）の区域

ア 基点第 149号から147度22分 1,146メートルの点

イ 基点第 149号から176度17分 1,532メートルの点

ウ 基点第 149号から190度29分 1,245メートルの点

エ 基点第 149号から199度 3分 1,356メートルの点

オ 基点第 149号から215度 9分 1,229メートルの点

カ 基点第 149号から203度13分 345メートルの点

基点第 149号の位置は次のとおり

基点第 149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱（日本測地系：北緯31度26分20.771秒，東経 131度13分 1.956秒、世界測地系：北緯31度26分33.440秒，東経 131度12分53.570秒）

(2) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島沖合の区第21号（管理番号：21-2号）の区域

ア 基点第 150号から272度 7分 2,540メートルの点

イ 基点第 150号から255度 7分 3,494メートルの点

ウ 基点第 150号から234度29分 2,937メートルの点

エ 基点第 150号から242度38分 1,999メートルの点

オ 基点第 150号から250度30分 2,115メートルの点

カ 基点第 150号から255度 7分 1,912メートルの点

基点第 150号の位置は次のとおり

基点第 150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標鋌（日本測地系：北緯31度24分50.084秒，東経 131度14分29.328秒、世界測地系：北緯31度25分 2.760秒，東経 131度14分20.940秒）

2 禁止期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで